

墓地 経営変更 (拡張)許可 の基準等	経過期間	前回の許可を受けてから5年経過していること。	条例第14条第3項
	規定の準用	条例第8条(緑地及び駐車施設の設置)、第10条(経営許可の基準等)、第11条(許可書の交付等)及び第12条(工事の着手の届)の規定を準用します。	条例第14条第4項 条例第14条第6項
		<p>拡張部分の墓地の区域の面積が、既存の墓地の区域の面積の50%以上の場合、条例第3条(市長との協議)、第4条(標識の設置等)、第5条(説明会の開催等)、第6条(近隣住民等との協議等)及び第7条(勧告)の規定を準用します。</p> <p>(ただし、50%未満の拡張であっても、事前に市へ相談し、また近隣住民から説明会や協議等を求められた場合は、円滑な事業の遂行の為にも適宜対応するように努めてください)</p>	条例第15条
墓地 経営変更 (縮小)許可 の基準等	縮小許可の基準	条例第8条(緑地及び駐車施設の設置)及び第11条(許可書の交付等)の規定を準用します。	条例第14条第4項
		縮小する区域の墳墓の改葬が完了していること。	条例第14条第5項
墓地 経営廃止許可 の基準等	廃止許可の基準	廃止する区域の墳墓の改葬が完了していること。	条例第14条第7項